

2026 年 8 月 1 日 現在

様 (以下、「利用者」とします) と

「大原在宅診療所 訪問リハビリテーション事業所」(以下、「事業者」とします) は、利用者に対して行う訪問リハビリテーションのサービス提供に関して、次のとおり契約を結びます。

尚、本書は契約書の内容及び利用者に説明して同意を得る重要事項説明書の内容の説明、同意書を兼ねます。

第 1 条 契約の目的

- 1、身体に機能的、能力的障害が生じた利用者及び家族(介護者)のおかれた心身の状態と生活状況に応じ、適切な訪問リハビリテーションサービスプログラム策定と実施を通じ、利用者の自立支援、家族(介護者)の介護負担の軽減、その両者にある居宅療養生活における不安を解消することを目的として訪問リハビリテーションサービスを提供します。
- 2、訪問リハビリテーションサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

第 2 条 契約期間

- 1、本契約期間は、_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。なお、契約満了日の 2 週間前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されることとします。

第 3 条 運営規程の概要

- 1、事業所の運営規程の概要(事業の目的、運営方針、訪問リハビリテーションの内容等)および従事者の勤務の体制等は、重要事項説明書の通りです。

第 4 条 訪問リハビリテーションサービス内容及びその提供

- 1、事業所は、事業所に属する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を派遣し、重要事項説明書にある訪問リハビリテーションサービスを提供します。

第 5 条 訪問リハビリテーション計画の作成・変更

- 1、事業者は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問リハビリテーション計画を作成し、訪問リハビリテーション計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。
- 2、訪問リハビリテーション計画は、療養上の目的や目標達成のための具体的なサービス内容等を検討し、記載します。
- 3、訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4、サービス提供に際しては、心身の状態や生活状況の変化、目標への達成状況などを評価し、原則として 3 ヶ月ごとに訪問リハビリテーション計画を見直します。また、必要に応じてリハビリテーション会議を開催します。
- 5、事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第 1 条に規定する訪問リハビリテーションサービスの目的に従い、訪問リハビリテーション計画の変更を行います。
 - (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問リハビリテーション計画を変更する必要がある場合。
 - (2) 利用者が訪問リハビリテーションサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。
- 6、前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者が契約している居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。
- 7、事業者は、訪問リハビリテーション計画を作成又は変更した際には、これを利用者及び家族に対し説明を行い、その同意を得たのち交付するものとします。

第 6 条 リハビリテーション指示医・かかりつけの医師との関係

- 1、事業者は、リハビリテーションの指示を行う医師の診療の下、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問して開始します。また、別の医療機関の医師から情報提供を

受けて、訪問リハビリテーションを実施した場合、かかりつけ医師より医療情報提供を文書で受けることで、サービス提供を開始します。利用者は、かかりつけ医師の診察を受ける必要があります。また、かかりつけ医が作成する文書作成料(診療情報提供料)等を医療機関から求められた場合は、利用者がそのすべてを負担します。

- 2、事業者は、リハビリテーション指示医・かかりつけの医師に訪問リハビリテーション計画書・報告書を提出し、かかりつけの医師との密接な連携を図ります。

第 7 条 サービスの提供の記録

- 1、事業者は、利用者の訪問リハビリテーションサービスの実施状況等に関する記録を行い、これをサービス提供の終了後、5 年間 保管します。
- 2、利用者は、必要に応じて求めることで、当該利用者に関するサービス実施記録を事業所内において閲覧できます。

第 8 条 居宅介護支援事業者等との連携

- 1、事業者は、訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたり、利用者が契約している居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第 9 条 利用料金等

- 1、事業者が提供する訪問リハビリテーションの利用料金等は、重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2、事業者は、提供する訪問リハビリテーションサービスのうち、介護保険の適用を受けない場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 3、事業者は、前項に定める費用のほか、通常の事業の実施地域以外にある利用者の居宅を訪問して訪問リハビリテーションサービスを実施した場合は、それに要した交通費の支払いを利用者に求める場合がありますが、事前に利用者やその家族に説明を行い、同意を得ます。
- 4、その他の費用については、実費を利用者に請求します。内容については、重要事項説明書に定めます。
- 5、事業者は、料金の変更を行う場合には、新たな料金表(別紙)に基づき利用者の同意を得ます。

第 10 条 秘密保持

- 1、事業者及び担当職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。
- 2、事業者の従事者が、従事者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、雇用時に取り決めており、他に漏らすことはありません。
- 3、事業者は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその家族の同意を得ます。

第 11 条 契約の終了

- 1、利用者は事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2、事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の 1 ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域内の他の訪問リハビリテーション事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3、事業者は、利用者またはその家族が、事業者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- 4、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - (2) 利用者が死亡した場合

第12条 相談・苦情への対応

- 1、事業者は、利用者やその家族からの相談や苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問リハビリテーションサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。相談・苦情窓口は重要事項説明書の通りです。
- 2、事業者は、利用者やその家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し何ら不利益な取扱いを行いません。

第13条 緊急時の対応

- 1、事業者は、訪問リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を取ります。

第14条 賠償責任

- 1、事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める秘密保持義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に過失が認められる場合には、利用者の心身の状況を考慮して、事業者の損害賠償責任を免じ又は減じることができるものとします。
- 2、事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第15条 免責

- 1、事業者は、第14条について、利用者が以下の各号に該当する場合には損害賠償責任を免れるものとします。
- 1) 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに

- もつぱら起因して損害が発生した場合
- 2) 利用者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する事業者の聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- 4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示に従わず行った行為に起因して損害が発生した場合。
- 5) 利用者が屋内外問わず事業者の予測し難い事故、または不可避免的な事故に起因して損害が発生した場合。(転倒、徘徊、誤嚥、福祉用具使用中の不慮の事故 等)

第16条 身分証携行義務

- 1、事業者担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた場合は、いつでも提示します。

第17条 信義誠実の原則

- 1、利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとしこの契約書に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところを遵守し、両者が誠意をもって協議の上、定めます。

第18条 裁判管轄

- 1、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることに予め合意します。

第19条 利用者代理人

- 1、利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2、利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

【事業者】 大原在宅診療所 訪問リハビリテーション事業所 (指定番号 2610606739 ・京都府)

【所在地】〒606－0817 京都府京都市左京区下鴨西林町6 上文堂ビル 【連絡先】TEL 075－705－0787 FAX 075－705－0789

【事業者の職員体制】

職種	職務内容	人員数
リハビリ専門職	医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対しリハビリテーションを行う。	理学療法士 3名以上

【事業の実施地域】

通常の事業の実施地域は、京都市中京区、左京区、北区及び上京区のうち、次に掲げる境界により囲まれた区域とする。

東端：白川通(同通りを含む)、西端：西大路通(同通りを含む)、南端：四条通(同通りを含む)、北端：岩倉学区及び上賀茂学区(両区域を含む)

1、営業日

	営業時間
平日	午前8：30～午後5：00
休業日	土曜・日曜・祝日 年末年始 12月30日～1月3日

2、当事業所の事業目的、運営方針及び内容

1、事業の目的

身体に機能的、能力的障害が生じた利用者及び家族(介護者)のおかれた心身の状態と生活状況に応じ、適切な訪問リハビリテーションサービスプログラム策定と実施を通じ、利用者の自立支援、家族(介護者)の介護負担の軽減、その両者にある居宅療養生活における不安を解消することを目的として訪問リハビリテーションサービスを提供します。

2、運営上の基本方針

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問リハビリテーション実施計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (2) 利用者の居宅における自立した生活に資するよう、又家族(介護者)の介護負担の増加防止・軽減に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な能力の維持もしくは獲得のために必要なサービスを妥当適切に行う。

- (3) 事業所の従事者はサービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、

- 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) サービスの提供に当たっては、関係自治体、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所、地域包括支援センター等と綿密な連携を図り、総合的サービスの提供を行なう。
- (5) 常に医師の指示を持って、サービス提供を行う。
- (6) サービス提供に際して、心身の状態と生活状況の変化、目標への達成状況などを評価し、3ヶ月ごとにリハビリテーションサービスの見直しを行う。また、必要に応じてリハビリテーション会議を開催する。
- (7) サービス提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、訪問リハビリテーションの指示を行なった主治医、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に対して情報提供を行なう。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携に努める。
- (8) 事業者は自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

3、内容

訪問リハビリテーション職員は、管理者の管理下において医師の指示に基づき、利用者及び家族(介護者)のおかれた心身の状態と生活状況に応じ、利用者の自立支援、家族(介護者)の介護負担の軽減、その両者にある居宅療養生活における不安を解消する目的で適切なリハビリテーションプログラムの策定と実施にあたる。また必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供できるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

4、利用料金等

利用料金につきましては、裏面参照。

5、緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。緊急時、ご家族様への連絡は、訪問リハビリテーション利用申込書にご記載頂いた連絡先に連絡します。

6、相談、要望、苦情の窓口

訪問リハビリテーションサービスに関する相談、苦情等は訪問リハビリテーションサービス担当責任者までお申し出下さい。

当事業所お客様	担当	小田 恭輔（おだきょうすけ）
相談窓口	連絡先	075－705－0787

当事業所以外に保険者である市町村の相談・苦情窓口や京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口にて苦情を伝えることができます。

京都府国民健康保険団体連合会	TEL：075-354-9011
北区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	TEL：075-432-1364
上京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	TEL：075-441-5106
左京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	TEL：075-702-1069
中京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	TEL：075-812-2566
東山区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	TEL：075-561-9187

7、事故発生時における対応方法

訪問リハビリテーションサービス提供中に事故が発生した場合、速やかに家族、ケアマネジャー、主治医、関係行政機関に連絡し、適切な処置を講じます。

8、秘密保持

訪問リハビリテーションの職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持します。個人情報の保護・開示・取扱いに関する苦情等に関しては、「医療法人社団行陵会個人情報保護規定 H17. 4. 1」に基づき措置を講じるものとします。

9、虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

私は、本契約書及び重要事項説明書別紙により事業者から訪問リハビリテーションサービスについての重要事項の説明を受け、その内容に関し同意致しましたので本契約を締結致します。

また、事業者が居宅介護支援事業者等に対し私の居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供し、サービス担当者会議等において私の個人情報をใช้ในการことに同意致します。

（利用者）

住所

氏名

(1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止の為の指針を整備します。

(3) 従業員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に当該事業所又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

10、留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。

サービス提供の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。訪問リハビリテーション職員は、年金等の金銭の取扱いはし兼ねます。訪問リハビリテーション職員に対する贈り物や飲食等はお断りしています。

11、当事業所の概要

訪問リハビリテーション事業所名	大原在宅診療所 訪問リハビリテーション事業所
代表者	児玉 博行
事業所番号	2610606739
住所	京都府京都市左京区下鴨西林町 6 上文堂ビル

当事業所は、本契約書ならびに重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明者 小田 恭輔 代)

この契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、利用者と事業所は1通ずつを保有するものとします。

契約締結日 20 年 月 日

事業者・事業所名：

大原在宅診療所

訪問リハビリテーション事業所（2610606739）

住所：京都府京都市左京区下鴨西林町 6 上文堂ビル

代表者名 児玉 博行

（代理人）

住所

氏名（続柄）

利用料金等

(1) 利用金額

介護保険サービス（介護予防含む）。原則として料金表の利用料金1割（一定以上の所得のある方は2割もしくは3割）が利用者の負担額となります。保険を利用しない場合は料金表の通りとなり、消費税を含めた内税として提供します。またサービス料金は目安金額を記載しています。回数、加算項目の組み合わせ、各負担割合等により実際の料金とは誤差があります。

【基本料金の目安表（地域加算込み）】

・訪問リハビリテーション料金目安表

1回あたりの訪問時間	サービス料金目安	利用者負担額の目安 (1割の場合)
20分（1回）	3,249円	324円
40分（2回）	6,498円	649円
60分（3回）	9,748円	974円

※介護保険サービスにおいて、最大120分/週、退院後3か月間は最大240分/週の訪問が可能

・予防訪問リハビリテーション料金目安表

1回あたりの訪問時間	サービス料金目安	利用者負担額の目安 (1割の場合)
20分（1回）	3,143円	314円
40分（2回）	6,286円	628円
60分（3回）	9,431円	943円

※介護保険サービスにおいて、最大120分/週、退院後3か月間は最大240分/週の訪問が可能

【加算項目①の料金目安表（地域加算込み）】

サービス内容	サービス料金目安	利用者負担額の目安 (1割の場合)
訪問・予防訪問リハビリテーションサービス提供体制強化加算Ⅱ	31円（1回につき）	3円/回
※1 短期集中・予防短期集中リハビリテーション実施加算	2,110円（1日につき）	211円/回
訪問・予防訪問リハ計画診療未実施減算	527円（1回につき）	52円/回
※2 予防訪問リハビリテーション12月超減算	316円（1回につき）	31円/回
※3 訪問リハ退院時共同指導加算	6,330円（1回につき）	633円/回
※4 介護職員等処遇改善加算	1.5%（1回につき）	利用額に応じて

- ※1：20分/回・週2回以上の訪問且つ退院・退所・介護保険認定日から3ヶ月以内のみ算定
※2：利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合、1回（20分）につき上記金額目安を減算
※3：退院前カンファレンスに参加し共同指導を行った場合に限り、退院時に1回のみ算定
※4：2026年6月1日サービス提供分より、1.5%加算

【加算項目②の料金目安表（地域加算込み）】

※別途して、各加算項目がそれぞれ加えられる場合があります。

サービス内容	サービス料金目安	利用者負担額の目安 (1割の場合)
訪問リハマネジメント加算1	1,899円（1月につき）	189円/月
訪問リハマネジメント加算2	2,247円（1月につき）	224円/月
訪問リハマネジメント加算3	2,848円（1月につき）	284円/月

【注意事項】

上記料金の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1ヶ月につき利用料の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行します。この証明書を後日住居地の市町村の介護保険担当窓口に提出されますと、利用者負担額を除くサービス利用料の払い戻しを受けることができます。尚、訪問予定当日の訪問中止に関しては、ご利用料の全額をご負担して頂く場合があります。（緊急のご入院や体調不良等、止むを得ない理由による場合は除く。）
介護保険外の自費訪問の場合は、介護保険サービスの基本料金、各種加算に地域加算を乗じた金額及び別途交通費相当分の加えた金額と致します。

(2) 交通費

訪問リハビリテーションに係る交通費については原則として徴収いたしません。但し、営業地域外や自費契約などにあたる利用者の居宅を訪問して訪問リハビリテーションサービスを実施した場合は、それに要した交通費の支払いを請求します。

(3) その他の費用

訪問リハビリテーションの実施に際して必要な物品の購入費あるいは公共交通機関の利用料金等は、それに要した支払いを利用者に求めることがあります。また、サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者のご負担となります。